平成25年度一般計量行政調査事業
（適正な計量の実施の確保に関する実態調査）

○指定外国製造事業者【非自動はかり】

○家庭用特定計量器【体重計・調理用はかり】

報告書

平成26年6月

経済産業省　計量行政室

目次

１．調査の目的

計量法（平成４年法律第５１号）では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差の基準を定める必要があるものとして特定計量器を定めている。取引等に使用される特定計量器には、都道府県による検定に合格したことを証する公印（検定証印）が表示されている必要があるが、優れた品質管理能力を有する製造事業者は、経済産業大臣からの指定を受け、指定製造事業者となることによって、自社で技術基準への適合性を確認し、基準適合証印[1]を表示して販売することができる。

また、一般消費者の生活の用に供される体重計、調理用はかりなどの家庭用特定計量器は、製造事業者又は輸入事業者が自ら技術基準への適合性を確認し、いわゆる丸正マーク[2]を表示して販売することができる。

本事業では、これら事業者自らの責任で適合性確認を行っている特定計量器について基準適合状況を確認するために、国内市場で流通している特定計量器（国内で製造販売されている製品又は海外で製造され、輸入販売されている製品）を無作為に購入し、検査を行うことによって、特定計量器の適正計量の実施の確保に関する実態を確認するとともに、類似の不適合の疑がある製品の流通防止を図るなど、事業者における自主的な適正計量活動を促進することを目的としている。

２．調査内容

（１）調査対象計量器及び型式の選定、購入

計量法で規定している特定計量器のうち指定外国製造事業者が製造した「非自動はかり」並びに家庭用特定計量器のうち「体重計」及び「調理用はかり」の２器種を対象とし、今年度は電気式（デジタル表示のものに限る。）について表１のとおり選定した。

表１　調査対象計量器

計量器	対象事業者	型式数
特定計量器		
非自動はかり	指定外国製造事業者	１０型式
家庭用特定計量器		
体重計	国内製造事業者又は輸入事業者	３０型式
調理用はかり	国内製造事業者又は輸入事業者	３０型式

型式の選定、購入にあたっては、以下の点を配慮した。購入した製品の一覧表を表２～４に示す。

（全計量器共通事項）

・小売店、インターネット、電話注文によって購入するが、電話注文は、小売店又はインターネットで購入できない場合とする。

・調査の精度を高めるために１型式あたり３台購入し、３台は異なる販売店から購入する

---

1 基準適合証印

2 家庭用特定計量器基準適合表示（いわゆる丸正マーク）

ことを原則とする。
（非自動はかり）
・ある程度の輸入実績がある全ての指定外国製造事業者から購入する。
・ひょう量（最大測定量）、目量（最小測定量）及び精度等級の分類を踏まえ、幅広く選定する。
（家庭用特定計量器）
・ひょう量及び目量の分類を踏まえ、幅広く選定する。
・特定の製造事業者又は輸入事業者に偏らないように配慮して製品を選定する。ただし、購入時点で製造事業者又は輸入事業者が確認できないなどの場合、結果的に同一事業者から複数の類似の型式を購入するケースがあり得る。
・過去に試買調査を行っていない事業者又は型式を優先して選定する。

表２　非自動はかり購入一覧

No	商品名及び型式	型式承認番号	ひょう量(kg)	目量(g)	精度等級	外国指定製造事業者名／指定番号
C①	防水上皿型重量はかり S-boxWP	D025-1	3	1(0～1.5kg) 2(1.5～3kg)	3	上海石田電子衡器有限公司／02CN04
C②	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ演算はかり LC-NEOⅡ-3	D082	3	1	3	上海石田電子衡器有限公司／02CN04
C③	DIGI SLIM DS-875	D041	60	20	3	上海寺岡電子有限公司／02CN01
C④	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｽｹｰﾙ DS-805Ｎ	D1226	6	1(0～3kg) 2(3～6kg)	3	上海寺岡電子有限公司／02CN01
C⑤	Tempo DS-500	D026	2	1(0～1kg) 2(1～2kg)	3	上海寺岡電子有限公司／02CN01
C⑥	ﾃﾞｼﾞﾀﾙはかり SJ-1000	D1215	1	1	3	愛安徳電子（深圳）有限公司/02CN03
C⑦	ﾃﾞｼﾞﾀﾙはかり SJ-5000N	D1215	5	5	4	愛安徳電子（深圳）有限公司/02CN03
C⑧	電子料金はかり SQ-6K	D075-1	6	1(0～3kg) 2(3～6kg)	3	A＆D電子天秤株式会社／02KR03
C⑨	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｽｹｰﾙ HL-1000iWP-k	D0920	1	1	3	A＆D電子天秤株式会社／02KR03
C⑩	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｽｹｰﾙ SK-2000i	D1013	2	2	3	A＆D電子天秤株式会社／02KR03

表３　体重計購入一覧

No	商品名及び型式	ひょう量(kg)	目量(g)	輸入事業者名
A①	体組成計 BC-754	150	100(～100kg) 200(100～150kg)	(株)タニタ
A②	InnerScan50 BC-313	150	50(～100kg) 100(100～150kg)	(株)タニタ
A③	ﾎﾞﾃﾞｨｽｹｰﾙnotte dale BS-155	150	100(～100kg) 200(100～150kg)	(株)ドリテック
A④	体重体組成計 HBF-214	135	100(～100kg) 200(100～150kg)	オムロンヘルスケア(株)
A⑤	体重体組成計 HBF-251	135	50(～100kg) 100(100～135kg)	オムロンヘルスケア(株)
A⑥	FBC Noyo TBS805	150	100(～100kg) 200(100～150kg)	(株)ドリテック
A⑦	体重体組成計 BS-F500	120	100(～100kg) 200(100～120kg)	エレコム（株）
A⑧	ﾐﾆ体組成計ﾍﾙｽﾒｰﾀｰ“ぴたりmini plus”　BGO-11	150	100	(株)阪和
A⑨	体組成計MORELIM MCE-3536	150	100	(株)マクロス
A⑩	精密体重計　UC-331	150	100	(株)エー・アンド・デイ
A⑪	体組成計 UC-411PBT-C	150	50(～100kg) 100(100～150kg)	(株)エー・アンド・デイ
A⑫	OTTICOｵﾃｨｺ体組成計 MT-106	150	50(～100kg) 100(100～150kg)	(株)マキノトレーディング
A⑬	体組成計 HM7000	136	100(～100kg) 200(100～136kg)	(株)タニタ　注1）
A⑭-1	iHealth Scale　HS3	150	100	ソフトバンクBB(株)注2）
A⑭-2	iHealth Scale　HS3	150	100	テックウインド(株)注3）
A⑮	体組成ﾍﾙｽﾒｰﾀｰ MA-300	136	100(～100kg) 200(100～136kg)	(株)アイテック
A⑯	体組成バランス計 EW-FA23	136	100(～100kg) 200(100～136kg)	パナソニック(株)
A⑰	体組成ﾍﾙｽﾒｰﾀｰ MA-559	136	100(～100kg) 200(100～136kg)	(株)丸隆
A⑱	Body Make HCF-32	150	100(～100kg) 500(100～150kg)	(株)永泰産業
A⑲	体組成ﾍﾙｽﾒｰﾀｰ AHTS-1100	136	100	(株)アトラス
A⑳	ｶﾞﾗｽﾍﾙｽﾒｰﾀｰ　ｻﾌｰｸﾞﾗ DH-703C	135	200(～100kg) 500(100～135kg)	大和製衡(株)
A㉑	Precomo PRBF-40	130	100(～100kg) 200(100～130kg)	トーアコーポレーション
A㉒	ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾍﾙｽﾒｰﾀｰ　B9325	150	100	松木技研(株)
A㉓	Wireless Scale WS-30	180	200	(株)コヴィア
A㉔	Bluetooth体重計 400-HLS001	150	100	(株)アーストレック
A㉕	体重体組成計 HB-K70-IV	150	100(～50kg) 200(50～100kg) 500(100～150kg)	(株)オーム電機
A㉖	ﾊﾞﾝﾌﾞｰﾍﾙｽﾒｰﾀｰ BM01-HM	150	200(～100kg) 500(100～150kg)	(株)ラドンナ
A㉗	Body Scale体組成計 FEF-F08	180	50	SIS(株)
A㉘	NEWﾎﾞﾃﾞｨｰﾊﾞﾗﾝｽﾁｪｯｶｰ GD-BF770	180	100	ジー・ディー商事(株)注4)
A㉙	体重体組成計 HCF-3C	150	200(～100kg) 500(100～150kg)	(株)コンポジット
A㉚	ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾍﾙｽﾒｰﾀｰMINI HR1006	180	100	(株)ヒロ・コーポレーション

注１）輸入事業者ではなく、国内製造事業者
注２）１台を購入
注３）２台を購入
注４）製品に表示されていた輸入事業者名。実際は、Ｅ・ＴＥＣＨ（廃業）

表４　調理用はかり購入一覧

No	商品名及び型式	ひょう量(kg)	目量(g)	輸入事業者名
B①	FUN TO COOK UH-3204	3	0.1(～100g) 1(100g～3kg)	(株)エー・アンド・デイ
B②	ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾎｰﾑｽｹｰﾙ　UH-3303	2	1	(株)エー・アンド・デイ
B③	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｸｯｷﾝｸﾞｽｹｰﾙ　KD-195	2	0.5(～1kg) 1(1～2kg)	(株)タニタ
B④	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｸｯｷﾝｸﾞｽｹｰﾙ　KD-320	3	0.1(～300g) 0.5(300～1.5kg) 1(1.5～3kg)	(株)タニタ
B⑤	ｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ　ｵﾌﾟﾃｨﾓ BC20000J2	2	0.1(～200g) 0.5(200～500g) 1(500g～2kg)	(株)グループセブ　ジャパン
B⑥	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ KSD01	3	1	(株)ヤザワコーポレーション
B⑦	ｴｽﾃｴｰﾙ ﾃｰﾌﾞﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ MCZ-5216	3	1	(株)マクロス
B⑧	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ　D-114	2	1	(株)ビジュ
B⑨	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｽｹｰﾙ“MAZZANTY” CH07-K320	3	1	(株)ダルトン
B⑩	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ　YKS-02T	2	1	(株)永泰産業
B⑪	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ ADKS-2000	2	1	(株)アトラス
B⑫	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ”ﾄﾙﾃ” KS-254	2	1	(株)ドリテック
B⑬	Sub 2kg　TKS711	2	1	(株)ドリテック
B⑭	Digital Kitchen Scale MKS-801	2	0.1(～200g) 0.5(200g～1kg) 1(1kg～2kg)	(株)マキノトレーディング
B⑮	ｺﾝﾊﾟｸﾄﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝ用ｽｹｰﾙ DL-9011	2	1	(株)ドリテック
B⑯	ｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ 1111780	3	1(～1kg) 2(1～3kg)	(株)フジイ (株)ワイ・ヨット　注1）
B⑰	TRI SCALE（ﾄﾗｲｽｹｰﾙ）	3	1	(株)マキノトレーディング
B⑱	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙSAFETY	3	1	下村工業(株)
B⑲	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ　EK3820	2	1	(株)ニトリ
B⑳	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ KHD05-2123	2	1	コーナン商事(株)
B㉑	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ	3	1	(株)カクセー
B㉒	ﾋﾞﾀﾝﾄﾆｵｵﾃﾞｼﾞﾀﾙﾒｼﾞｬｰｶｯﾌﾟ VMC-10	3	1	(株)三栄コーポレーション
B㉓	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ　DKS-13	3	1	協和工業(株)
B㉔	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ ﾗﾋﾟﾝ DK-422	2	2(～1kg) 5(1～2kg)	大和製衡(株)
B㉕	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ　MC-422	2	1	(株)タマハシ
B㉖	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾞﾗｽｽｹｰﾙ/料理用はかり　RJ091KS01	3	1	レアック・ジャパン(株)
B㉗	V60ﾄﾞﾘｯﾌﾟｽｹｰﾙ VST-2000	3	0.1(～200g) 0.5(200～500g) 1(500g～2kg)	(株)ドリテック
B㉘	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ　HK10508	2	1	(株)ドリテック
B㉙	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ 1030	3	1	(株)大石アンドアソシエイツ
B㉚	ｿｰﾗｰｸｯｷﾝｸﾞｽｹｰﾙ SD-005	2	1(～500g) 2(500～1kg) 5(1～2kg)	(株)タニタ　注2）

注１）製品等に輸入事業者名の表示は無く、外国の製造事業者名であるOXOの表示があった。
注２）輸入事業者ではなく、製造事業者名。

（２）調査方法及び適合性確認

①調査方法

上記（１）で選定、購入した製品について技術基準のうち、性能及び表示への適合状況を確認した。

なお、製品の選定・購入、技術基準のうち表示の適合状況及び調査結果のとりまとめは、この事業の委託先である(株)タイム・エージェントが行い、技術基準のうち、性能の適合状況等の試験・検査の実施は、次の機関が実施した。

【非自動はかり】

（独）産業技術総合研究所　計量標準総合センター（つくばセンター）

【体重計・調理用はかり】

（独）産業技術総合研究所　計量標準総合センター（関西センター）

②調査実施期間

平成２５年８月５日～平成２６年２月２８日

③適合性確認の方法及び基準

性能検査及びその基準は、各計量器の技術基準である関係省令等（省令に引用されている該当ＪＩＳの規定を含む。）のうち次の事項について適合性を確認した。なお、試験・検査方法及び適合性の判断基準を**【参考】**に示す。

【非自動はかり】

①性能基準

・技術基準である特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第７０号。以下「検則」という。）の検定の合否判定基準である検定公差[3]及び個々に定める性能の検定公差等への適合状況。この検査に適合しない場合は、使用中検査の合否判定基準である使用公差[4]等への適合状況。

②表示基準

・技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第７７号）の基準適合証印等に係る表示規定への適合状況

・検則の特定計量器に係る表示規定への適合状況。

【体重計・調理用はかり】

①性能基準

・技術基準である計量法施行規則（平成５年通商産業省令第６９号。以下「施行規則」という。）の器差への適合状況。

・零復帰機能を有するはかりは、施行規則の零復帰度への適合状況。

②表示基準

・技術基準である施行規則の丸正マーク等の表示の方法への適合状況。

・施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書への表示への適合状況。

[3] 検定公差：都道府県の検定又は指定製造事業者が自社検定を実施する際、合格の判断基準となる器差（検査を行う計量器が示す計量値と基準器との値との差。一般的には誤差ともいう。）の許容差。

[4] 使用公差：計量器の使用中に許容される器差の許容差。

３. 調査結果の概要

調査の結果、非自動はかりは、１０型式中２型式（全３０台中２台）について、性能基準のうち検定合否判定基準への不適合の疑いがあるとされたが、使用中検査の合否判定基準には、全型式が適合し、表示も全て適合していた。（表５）

表５　非自動はかり調査結果概要

調査型式数	性能基準不適合の疑いがある型式数		表示基準不適合の疑いがある型式数
	検定合否判定基準	使用中検査合否判定基準	
１０型式 (30台)	２型式※ (2台／30台)	０型式	０型式

※２型式は、本調査の実施にかかわらず、事業者によって自主的に品質管理の改善が行われ、現在は、基準に適合していることが確認されている。

家庭用特定計量器のうち体重計は、３０型式中、性能基準は１４型式（全９０台中２５台）、表示基準は１３型式（全９０台中３８台）について、不適合の疑いが確認された（性能及び表示両方の不適合の疑いのある型式有）。調理用はかりは、３０型式中、性能基準は１１型式（全９０台中１５台）、表示基準は１４型式（全９０台中４２台）について、不適合の疑いが確認された（性能及び表示両方の不適合の疑いのある型式有）。（表６）

表６　家庭用特定計量器調査結果概要

家庭用特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いのある型式数	表示基準不適合の疑いのある型式数
体重計	３０型式 (90台)	１４型式 (25台/90台)	１３型式 (38台/90台)
調理用はかり	３０型式 (90台)	１１型式 (15台/90台)	１４型式 (42台/90台)

家庭用特定計量器について不適合の疑いがあるとされた製品の一覧表を表７及び表８に示す。これらの製造事業者、輸入事業者等に対して、その内容について計量行政室から説明し、是正ための改善指導等を行っている。指導を行った事業者からは不適合事項が疑われた原因の調査、その調査結果に基づく検査方法及び検査体制等の是正・改善措置の実施状況の報告を受けている。

事業者から提出された主な是正・改善報告事項は次のとおり。

①性能

・製造事業者から輸入事業者に対して受渡しを行う際の検査の器差の許容差は、体重計又は調理用はかりを使用する際の器差の許容差の１／２の許容差の基準で管理すべきところ、技術基準の理解不足又は誤解から、体重計又は調理用はかりを使用する際の器差の許容差で管理していた。

・輸入事業者が製造事業者から受け入れた製品に関し、技術上の基準への適合の確認及びその記録の保存が十分ではなかった。

・輸入を開始する前に技術上の基準への適合性は確認していたが、実際に輸入を開始した後の適合性の確認が十分ではなかった。

・海外から日本への輸送、あるいは国内で運送する際、精密機器製品としての取り扱いが十分ではなかった。あるいは運送業者への注意喚起が十分ではなかった。

②表示

・技術基準の理解、認識が不足していた。

・輸入事業者から製造事業者に対しては正しく発注していたが、輸入業者が受け入れる際の検査又は検品が不十分であった。

・丸正マークは見えやすい箇所に表示すべきところ、裏面に表示していた。

・事業者名のみを表示していたため、販売事業者なのか輸入事業者なのか判別できなかった。

・計量単位記号に大文字である「ＫＧ」、「Ｇ」を使用していた。
・取扱説明書に消費者相談窓口及び修理に関する事項を表示すべきところ、別途添付されている保証書にしか表示されていなかった。

③その他

・輸入事業者として所在の都道府県知事宛提出すべき、前年度の輸入実績が未提出であった。

表７　体重計不適合一覧

No	商品名及び型式	ひょう量 (kg)	目量 (g)	不適合項目
A③	ﾎﾞﾃﾞｨｽｹｰﾙnotte dale BS-155	150	100(～100kg) 200(100～150kg)	器差（２台）
A⑥	FBC Noyo　TBS805	150	100(～100kg) 200(100～150kg)	表示
A⑦	体重体組成計 BS-F500	120	100(～100kg) 200(100～120kg)	器差（１台）
A⑧	ﾐﾆ体組成計ﾍﾙｽﾒｰﾀｰ“ぴたり mini plus”　BGO-11	150	100	器差（３台） 表示
A⑨	体組成計MORELIM MCE-3536	150	100	器差（２台） 表示
A⑩	精密体重計 UC-331	150	100	器差（１台） 表示
A⑪	体組成計 UC-411PBT-C	150	50(～100kg) 100(100～150kg)	器差（１台）
A⑫	OTTICOｵﾃｨｺ体組成計 MT-106	150	50(～100kg) 100(100～150kg)	表示
A⑭-2	iHealth Scale HS3	150	100	器差（２台） 表示
A⑮	体組成ﾍﾙｽﾒｰﾀｰ MA-300	136	100(～100kg) 200(100～136kg)	器差（１台）
A⑳	ｶﾞﾗｽﾍﾙｽﾒｰﾀｰ ｻﾌｰｸﾞﾗ DH-703C	135	200(～100kg) 500(100～135kg)	表示
A㉑	Precomo PRBF-40	130	100	表示
A㉒	ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾍﾙｽﾒｰﾀｰ EB9325	150	100	器差（２台） 表示
A㉔	Bluetooth体重計 400-HLS001	150	100	器差（１台） 表示
A㉖	ﾊﾞﾝﾌﾞｰﾍﾙｽﾒｰﾀｰ BM01-HM	150	200(～100kg) 500(100～150kg)	器差（１台）
A㉗	Body Scale体組成計 FEF-F08	180	50	器差（３台） 表示
A㉘	NEWﾎﾞﾃﾞｨﾊﾞﾗﾝｽﾁｪｯｶｰ GD-BF770	180	100	器差（２台）
A㉙	体重体組成計 HCF-3C	150	200(～100kg) 500(100～150kg)	表示
A㉚	ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾍﾙｽﾒｰﾀｰ HR1006	180	100	器差（３台） 表示

表８　調理用はかり不適合一覧

No	商品名及び型式	ひょう量(kg)	目量(g)	不適合内容
B⑥	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ KSD01	3	1	器差（１台）
B⑦	ｴｽﾃｴｰﾙ　ﾃｰﾌﾞﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ MCZ-5216	3	1	表示
B⑩	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ YKS-02T	2	1	器差（１台）
B⑬	Sub 2kg TKS711	2	1	器差（２台） 表示
B⑭	Digital Kitchen Scale MKS-801	2	0.1(～200g) 0.5(200g～1kg) 1(1kg～2kg)	表示（１台）
B⑮	ｺﾝﾊﾟｸﾄﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝ用ｽｹｰﾙ DL-9011	2	1	表示
B⑯	ｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ 111780	3	1(～1kg) 2(1～3kg)	器差（１台）
B⑰	TRI SCALE（ﾄﾗｲｽｹｰﾙ）	3	1	器差（３台） 表示
B⑱	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙSAFETY	3	1	器差（２台） 表示
B⑲	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ EK3820	2	1	表示
B⑳	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ KHD05-2123	2	1	器差（１台） 表示
B㉑	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ	3	1	表示
B㉒	ﾋﾞﾀﾝﾄﾆｵﾒｼﾞｬｰｶｯﾌﾟ VMC-10	3	1	器差（１台） 非法定計量単位表示
B㉓	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ DKS-13	3	1	器差（１台）
B㉔	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ ﾗﾋﾟﾝ DK-422	2	2(～1kg) 5(1～2kg)	表示
B㉕	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ MC-422	2	1	表示
B㉖	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾞﾗｽｽｹｰﾙ/料理用はかり RJ091KS01	3	1	器差（１台） 表示
B㉗	V60ﾄﾞﾘｯﾌﾟｽｹｰﾙ VST-2000	3	0.1(～200g) 0.5(200～200g) 1(200g～2kg)	表示
B㉘	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ HK10508	2	1	表示
B㉙	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｯﾁﾝｽｹｰﾙ 1030	3	1	器差（１台）

【参考】適用した技術基準及び試験・検査方法

今回の調査に適用した技術基準である関係省令等（省令に引用されている該当ＪＩＳを含む。）は次のとおり。

なお、実際に適用した技術基準及び試験・検査方法であるため、関係省令等の条文又は該当ＪＩＳどおりではない部分がある。

1. 非自動はかり

（１）性能

①検定公差

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号。以下「検則」という。）第 182 条（検定公差）に規定されている日本工業規格 **JIS B7611-2(2009)非自動はかり－性能要件及び試験方法－第２部：取引又は証明用**（以下「**JIS B7611-2**」という。）の **5.5.1 検定公差**における**表 10** への適合状況を確認した。今回対象となっている計量器の検定公差は（参考表１）のとおり。

（参考表１）

検定公差	目量(e)で表した質量	
	精度等級 3 級	精度等級 4 級
±0.5ｅ	0≦ｍ≦500	0≦ｍ≦50
±1ｅ	500≦ｍ≦2000	50≦ｍ≦200
±1.5ｅ	2000≦ｍ≦10000	200≦ｍ≦1000

○試験・検査方法

検則第 204 条（非自動はかりの器差検定の方法）の規定に基づき、上記検定公差への適合性を確認する。なお、使用する基準分銅、器差の算出、重力加速度の補正については検則第 205 条～207 条に基づき行った。検則第 204 条のうち、今回対象となった計量器に適用される基準は次のとおり。

（非自動はかりの器差検定の方法）

第 204 条　非自動はかりの器差検定は、ひょう量（多目量はかり（零からひょう量までの質量の範囲が、異なる目量を有するそれぞれの部分計量範囲（目量が同一の連続した目盛標識の集合をいう。以下同じ。）に分割された非自動はかりをいう。）にあっては、それぞれの部分計量範囲の最大能力。以下同じ。）付近、最小測定量及び検定公差が変わる付近を含めた５以上の質量について、質量を負荷していない状態から順次ひょう量に相当する質量まで質量を静かに負荷した後、順次質量を静かに減じて質量を負荷していない状態に戻して行う。

2　載せ台のある非自動はかりの器差検定は、載せ台のほぼ中央に基準分銅を載せて行う。

3（略）

4　非自動はかりのデジタル表示機構に関する第一項の検定は、質量を負荷していない状態において表示が零となる位置（零点指示機構を同一の視野において視定することができるデジタル表示機構に関する検定にあっては、その零点指示機構により零点が正しく設定されていることを示す位置）を基点として行う。

5～6（略）

②個々に定める性能

検則第 127 条（非自動はかりの性能）に規定されている **JIS B7611-2** の **JA.2.1.1 個々に定める性能の技術上の基準**における感じ、繰り返し性、偏置荷重、正味量、風袋計量装置、半自動零点設定装置及び非自動零点設定装置の精度及び風袋引き装置の精度の適合状況を確認した。今回対象となっている計量器の各基準は次のとおり。

ア．感じ

JIS B7611-2 の **5.8.2.2** デジタル表示に基づく次の規定よって確認

目量の 1.4 倍（1.4 *e*）に等しい追加荷重を釣り合った状態のはかりに静かに載せたとき又は取り除いたときには，その表示値を明らかに変えなければならない。

イ．繰り返し性

JIS B7611-2 の 5.6.1 繰り返し性に基づく次の規定によって確認

同一荷重による数回の計量結果の間の差は，その荷重に対するはかりの検定公差の絶対値を超えてはならない。

ウ．偏置荷重

JIS B7611-2 の 5.6.2 偏置荷重に基づく次の規定によって確認

ひょう量と対応する最大加算風袋量との和の 1/3 に相当する荷重を偏った位置に荷重した器差は，検定公差を超えてはならない。

エ．正味量

JIS B7611-2 の 5.5.3.3 正味量に基づく次の規定によって確認

検定公差は，プリセット風袋量を除き，すべての可能な風袋量に対する正味量に適用する。

オ．風袋計量装置

JIS B7611-2 の 5.6.1 5.5.3.4 風袋計量装置に基づく次の規定によって確認

すべての風袋量について，同じ荷重に対するはかりの検定公差と同じである。

カ．半自動零点設定装置の精度

JIS B7611-2 の **6.5.2 精度**に基づく次の規定によって確認

零点設定後，計量結果に対する零点の偏差の影響は，目量の 1/4（±0.25 *e*）を超えてはならない。

キ. 風袋引き装置**の精度**

JIS B7611-2 の 6.6.3 精度に基づく次の規定によって確認

目量の 1/4（±0.25 *e*）以内に零点を設定できなければならない。

○試験・検査方法

検則第 183 条（非自動はかりの構造検定の方法）に規定されている **JIS B7611-2** の **JA.2.1.2 個々に定める性能の検定の方法**に基づき、上記ア．～キ．への適合性を確認する。

JA.2.1.2.1 器差の計量

個々に定める性能の検定における器差の計量は，次による。

b) 目量の 1/5（0.2 *e*）を超える実目量を表示する補助的な表示装置又は拡張表示装置をもつデジタル表示のはかり又は実目量をもたないはかりの場合は，丸める前のはかりの計量値を決定する。

c) 試験荷重を荷重受け部に載せる前に，零点設定を行うか又は零トラッキング装置を作動させる。

d) 器差の算出式は，次の式による。

$$E = I + \frac{1}{2}e - \Delta L - L$$

ここに，
- E： 器差
- I： はかりの表示値
- e： 目量
- ΔL： 追加荷重
- L： 試験荷重

JA.2.1.2.2 正味量

任意の質量を負荷し，風袋引き装置を作動させ，任意の正味量の器差を測定する。

JA.2.1.2.3 風袋計量装置

任意の質量の風袋に対して風袋計量装置で得られた結果と，表示装置で得られた結果とを比較しなければならない。

JA.2.1.2.4 繰返し性

ひょう量の約 50 %の荷重において，繰返し 3 回の計量を行う。

表示の読みは，はかりに荷重を負荷したとき及び各計量の間で荷重を取り除き，はかりが停止したときに読み取る。計量中に零点が変動した場合には，はかりは零点に再設定しなければならない。

JA.2.1.2.5 偏置荷重

荷重受け部の表面の 1/4 におおよそ等しい四つの区分（**図 A.1** 又は同様な図による。）へ順番に負荷する。
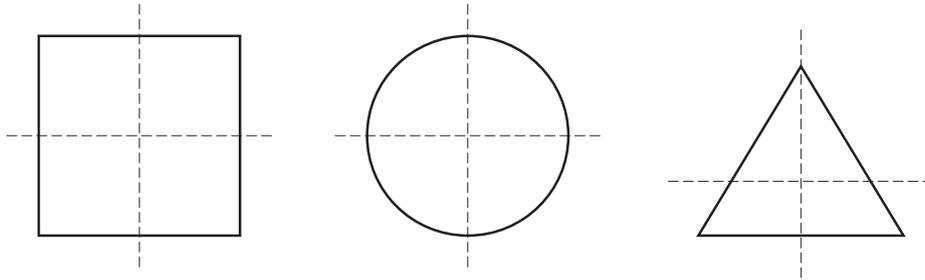
図 A.1－偏置試験

JA.2.1.2.6 感じ

任意の荷重に対して，次の試験を実施する。

荷重受け部に，ある荷重と十分な追加分銅［例えば，目量の 1/10（0.1 *e*）の分銅を 10 個］とを載せなければならない。表示（*I*）が 1 目量だけ明らかに減少する（*I*－*e*）まで，追加分銅を除々に取り除かなければならない。次に，追加分銅の一つ（0.1 *e*）を再び載せ，更に目量の 1.4 倍（1.4 *e*）に等しい荷重が静かに荷重受け部に載せられ，初めの表示を 1 目量だけ増加した結果（*I*＋*e*）が得られなければならない。

JA.2.1.2.7　零点設定装置の精度

半自動零点設定装置の精度の試験は，零点設定範囲内の荷重を負荷し，零点設定装置を動作させ，その後，表示が零からプラス側に 1 目量変化する追加荷重を測定することによって，零点の偏差の影響を求める。ただし，零トラッキング装置は，その機能を切るか又は零点設定装置の作動後に目量の 10 倍を荷重受け部に負荷することによって，零トラッキング装置の作動範囲から外れた状態で，試験を行わなければならない。

JA.2.1.2.8 風袋引き装置の精度

任意の質量の風袋を負荷して風袋引きを行い，その後，表示が零からプラス側に 1 目量変化する追加荷重を測定することによって，零点の偏差の影響を求める。ただし，零トラッキング装置は，零点設定装置の作動後に目量の 10 倍を荷重受け部に負荷することによって，零トラッキング装置の作動範囲から外れた状態で，試験を行わなければならない。

③使用中検査の合否判定基準である使用公差又は使用中検査の方法

検定の合否判定基準において不適合の疑いのある結果となった場合、検則第 211 条に規定されている **JIS B7611-2** の **JB.2 使用公差**である検定公差の 2 倍への適合状況を確認した。使用中検査の試験方法は、上記①及び②の試験結果から確認した。

（2）表示

①指定省令への適合状況

技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 77 号）の基準適合証印等次の技術基準への適合状況を製品の目視によって確認した。

（表示）

第 **8** 条　基準適合証印は打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において基準適合証印には、法第 16 条第 1 項第 **2** 号 ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一　基準適合証印の形状は次のとおりとする。

二　（略）

2　基準適合証印は、法第 **76** 条第 **1** 項の承認の際、特定計量器に封印をすべき箇所を独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が示した場合にあっては、当該封印をするための金属片その他の物体に付するものとする。

3　基準適合証印は、前項の箇所に加え特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。ただし、前項の箇所が特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分である場合は、この限りでない。

4　前 3 項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと研究所が認める場合にあっては、研究所が個々に定めることができる。

（年月の表示）

第 **9** 条　基準適合証印とともに付する法第 **96** 条第 **2** 項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第 **3** 項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、特定計量器検定検査規則（平成 **5** 年通商産業省令第 **70** 号）第 **25** 条及び第 **26** 条の規定を準用する。

2　前項の年月は、法第 **96** 条第 **2** 項の年月にあっては第 **7** 条第 **2** 号の検査を行った日を起算として定め、法第 **96** 条第 **3** 項の表示を付した年月にあっては第 **7** 条第 **2** 号の検査を行った日の属する年月として定める

②検則の特定計量器に係る表示基準への適合状況

次の検則第 7～9 条への適合状況について製品の目視によって確認した。

（表記等）

第 **7** 条　特定計量器の表記及び目盛標識（以下「表記等」という。）は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであってはならない。

2　特定計量器の表記等には、誤記があってはならない。

3　特定計量器には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。

一　当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和 **34** 年法律第 **127** 号）第 **2** 条第 **5** 項の登録商標をいう。）又は様式第 **6** により経済産業大臣に届け出た記号

二　当該特定計量器の製造年

三　製造番号

4　前項第 2 号の事項の表記にあっては、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。

5（略）

6　特定計量器の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。

（計量単位）

第 **8** 条　特定計量器には、法定計量単位並びに計量単位規則（平成 **4** 年通商産業省令第 **80** 号。以下「単位規則」という。）第 **1** 条 に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があってはならない。

2　特定計量器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位規則第 **2** 条 に定めるものを標準とするものでなければならない。

2．家庭用特定計量器

（１）性能

①器差

計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号。以下「施行規則」という。）第 20 条に規定されている日本工業規格 **JIS B7613(2008)家庭用はかり－一般体重計，乳幼児用体重計及び調理用はかり**（以下「**JIS B7613**」という。）の **4.2 器差**における**表 1** への適合状況を確認した。今回対象となっている計量器の許容差は（参考表２）のとおり。

（参考表２）　器差に関する許容差

体重計の器差の許容差

計量範囲	ひょう量の 1/2 以下の場合	ひょう量の 1/2 を超える場合
許容差	±2 目量	±3 目量

調理用はかりの器差の許容差

計量範囲	ひょう量の 1/4 以下の場合	ひょう量の 1/4 を超える場合
許容差	±2 目量	±3 目量

○試験・検査方法

施行規則第20条に規定されている **JIS B7613** の **6.2.1 器差試験**に基づき上記表２への適合性を確認した。確認した方法は次のとおり。なお、試験・検査の試験条件は下記②の零復帰度を含め、**JIS B7613** の **6.1.3 試験条件**に従って実施した。

6.2.1 器差試験

器差試験は、家庭用はかりを標準状態に 2 時間以上保持した後に、**6.1.4** によって行う。

6.1.4 器差の測定方法

器差の測定方法は、次による。

a)家庭用はかりを測定台に置き、水平を確保する。

b)ひょう量に相当する荷重を 3 回繰り返し負荷する。

c)載せ台を 2～3 回軽く押した後、指示を零点に設定する。ただし、零点指示がないものは必要ない。

d)体重計においては、ひょう量の約 25%、約 50%、約 75%及びひょう量付近の四つの荷重を、ひょう量付近まで順次負荷し、各荷重において安定した状態で計量値を読み取る。

調理用はかりにおいては、ひょう量の約 25%、約 50%、約 75%及びひょう量付近の四つの荷重を、ひょう量付近まで順次負荷し、その後、順次負荷を減じて、各質量において安定した状態で計量値を読み取る。

ただし、表示固定機能のある家庭用はかりにおいては、ひょう量の約 25%、約 50%、約 75%及びひょう量付近の四つの荷重を、それぞれ負荷し、各荷重において安定した状態で計量値を読み取る。

e)c)及び **d)**を 5 回繰り返し、それぞれの計量値の平均値を計量値とし、器差を求める。器差を求めるときに必要となる真の値は、分銅に表記又は校正証明書に表記される質量とする。

②零復帰度

零復帰度を有するはかり（今回の調査では調理用はかり）は、施行規則第 20 条に規定されている **JIS B7613** の **4.3 零復帰度**への適合状況を確認した。調理用はかりの基準は次のとおり。

荷重前後の零点の差が（参考表２）の許容差を超えてはならない。

○試験・検査方法

施行規則第20条に規定されている **JIS B7613** の **6.2.2 零復帰度試験**に基づき上記表２への適合性を確認した。確認した方法は次のとおり。

6.2.2 零復帰度試験

零復帰度試験は、載せ台部に荷重を負荷していない状態の計量値と、その後、ひょう量に相当する荷重を負荷し、直ちに載せ台部からすべての荷重を取り除いた状態の計量値との変化を調べる。

ただし、零点を表示しない家庭用はかりにおいては、この試験を省略することができる。

（２）表示

①丸正マーク等表示の方法の基準への適合状況

施行規則第 22 条（表示の方法）の丸正マーク等次の技術基準への適合状況を製品の目視に

よって確認した。

（表示の方法）

第**22**条　法第**54**条第**1**項の表示は、次の各号に定めるところにより、付さなければならない。

一　表示の方法は、刻印、印刷又ははり付けによるものとする。

二　表示の形状は、次のとおりとする。

三　表示の大きさは、直径8ミリメートル以上とする。

四　表示を付す家庭用特定計量器の部分は、家庭用特定計量器の見やすい箇所とする。

②施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書の表示基準への適合状況

施行規則第20条(家庭用特定計量器の技術上の基準)に規定されている**JIS B7613**の**9.** 表示の全項目の適合状況を製品の目視によって確認した。技術基準は次のとおり。

9 表示

9.1 製品の表示

家庭用はかりには、見やすい箇所に誤字及び脱字がなく、また、容易に消えない方法で、次の事項を表示する。

なお、分離形の場合は載せ台部に表示する。ただし、載せ台部に加えて載せ台部以外の部分に表示してもよい。

a)製造事業者名若しくはその略号又は輸入事業者名若しくはその略号

b)製品の名称及び型式。ただし、製品の形状から家庭用はかりの種類が明らかに分かる場合は、製品の名称の表示を省略することができる。

c)製造番号（器物番号を含む。）

d)ひょう量及び目量

e)測定範囲の下限が零以外の場合は、その値

g)作動に電源を必要とするものは、定格電圧及び／又は電池の種類及び個数

9.2 個装箱の表示

1台ごとの個装箱には、次の事項を表示する。

a)製造事業者名若しくはその略号、輸入事業者名若しくはその略号又は販売事業者名若しくはその略号

b)製品の名称及び型式。ただし、製品の形状から家庭用はかりの種類が明らかに分かる場合は、製品の名称の表示を省略することができる。

c)ひょう量及び目量

d)測定範囲の下限が零以外である場合は、その値

9.3 取扱説明書の表示

取扱説明書には、見やすい文字、かつ、分かりやすい表現を使用して、次の事項を表示する。

a)製造事業者名、輸入事業者名又は販売事業者名及び住所

b)製品の名称及び型式

c)仕様

d)主要部の名称及び機能

e) 附属品[1)]がある場合は，その名称及び数量。

注[1)]分離形の場合は，家庭用はかりとして使用する場合に必要とする附属装置及び／又は家庭用はかりの作動に必要なソフトウェア。

f)使用方法[2)]，使用上の安全注意事項，保管上の注意事項，性能及び性能維持に関する事項

注[2)]取引又は証明に使用できないことなどの使用上の注意を含む

g)修理などに関する事項

h)消費者相談窓口に関する事項

【別添資料】不適合の疑いが確認された製品の詳細

不適合の疑いが確認された内容については、この委託事業において調査時に購入した製品について確認した結果であり、１型式につき３台を無作為に購入した結果である（サンプル調査）。

１．体重計

No.A③

(1)商品名及び型式：ボディスケール　BS-155
(2)ひょう量：150kg
(3)目量：100g（5kg～100 kg）
　　　　200g（100 kgを超え150 kg）
(4)測定範囲の下限値：5kg
(5)輸入事業者名：(株)ドリテック
(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合２台）
　３台中２台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）		許容差（kg）
	A－8	A－9	
40	適合	適合	±0.2
75	＋0.22	適合	±0.2
115	適合	適合	±0.6
150	適合	－1.68	±0.6

（参考）製品の外観

No.Ａ⑥

(1)商品名及び型式：ＦＢＣ Ｎｏｙｏ TBS805

(2)ひょう量：150kg

(3)目量：100g（0kg～100 kg）

200g（100 kgを超え150 kg）

(4)輸入事業者名：(株)ドリテック

(5)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

製品に「電池の種類及び個数」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.A⑦

(1)商品名及び型式：体重体組成計　BS-F500
(2)ひょう量：120kg
(3)目量：100g（3 kg～100 kg）
　　　200g（100 kgを超え120 kg）
(4)測定範囲の下限値：3kg
(5)輸入事業者名：エレコム(株)
(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台）
３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）	許容差（kg）
	A－21	
30	適合	±0.2
60	－0.30	±0.2
90	適合	±0.3
120	適合	±0.6

（参考）製品の外観

No.A⑧

(1)商品名及び型式：ミニ体組成計ヘルスメーター“ぴたり mini plus”
BGO-11

(2)ひょう量：150kg

(3)目量：100g

(4)測定範囲の下限値：2kg

(5)輸入事業者名：(株)阪和

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合３台、表示不適合）

①３台中３台において次のとおり、器差が不適合であった

試験箇所（kg）	器差（kg）			許容差（kg）
	A－22	A－23	A－24	
40	適合	＋0.30	＋0.40	±0.2
75	－0.30	＋0.30	適合	±0.2
115	－0.60	＋0.56	適合	±0.3
150	－0.68	＋0.74	適合	±0.3

②製品に測定範囲の下限値である2kgの表示が無かった。

（参考）製品の外観

No. A⑨

(1)商品名及び型式：体組成計　　MCE-3536

(2)ひょう量：150kg

(3)目量：100g

(4)測定範囲の下限値：2kg

(5)輸入事業者名：(株)マクロス

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合２台、表示不適合）

①３台中２台において次のとおり、器差が不適合であった

試験箇所 (kg)	器差（kg）		許容差（kg）
	A－25	A－27	
40	適合	適合	±0.2
75	＋0.30	＋0.30	±0.2
115	適合	適合	±0.3
150	適合	適合	±0.3

②製品に次の項目の表示が無かった。

・製造事業者名又は輸入事業者名

・測定範囲の下限値である 2kg の表示

・電池の種類及び個数

（参考）製品の外観

No.A⑩

(1)商品名及び型式：精密体重計　UC-331

(2)ひょう量：150kg

(3)目量：100g

(4)測定の下限値：5kg

(5)輸入事業者名：(株)エー・アンド・デイ

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台、表示不適合）

①３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）	許容差（kg）
	A－30	
40	適合	±0.2
75	適合	±0.2
115	適合	±0.3
150	－0.68	±0.3

②製品の表示において、丸正マークの寸法の直径が5.5mmであった。(規定は8mm以上)。

（参考）製品の外観

No.A⑪

(1)商品名及び型式：体組成計　　UC-411PBT-C

(2)ひょう量：150kg

(3)目量：50g（0kg～100kg）

　　　100g（100kgを超え150kg）

(4)輸入事業者名：(株)エー・アンド・デイ

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台）

３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）	許容差（kg）
	A－32	
40	適合	±0.1
75	＋0.130	±0.1
115	適合	±0.3
150	適合	±0.3

（参考）製品の外観

No. A⑫

(1)商品名及び型式：OTTICOオティコ体組成計　　MT-106
(2)ひょう量：150kg
(3)目量：50g（5kg～100kg）
　　　　100g（100kgを超え150kg）
(4)測定の下限値：5kg
(5)輸入事業者名：(株)マキノトレーディング
(6)生産国：中国

〇不適合の概要（表示不適合）
取扱説明書に「製品の名称」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No. A⑭－２

(1)商品名及び型式：ｉHealth Scale　HS-3
(2)ひょう量：150kg
(3)目量：100g
(4)測定範囲の下限値：5kg
(5)輸入事業者名：テックウインド(株)
(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合２台、表示不適合）

①２台中２台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）		許容差（kg）
	A－41	A－42	
40	適合	適合	±0.2
75	適合	－0.36	±0.2
115	適合	－0.32	±0.3
150	＋0.42	適合	±0.3

②表示において、次の不適合があった。

・個装箱に「製造事業者名、輸入事業者名又は販売事業者名」の表示が無かった。
・取扱説明書に「主要部の名称及び機能」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.A⑮

(1)商品名及び型式：体組成ヘルスメーター　　MA-300

(2)ひょう量：136kg

(3)目量：100g（3kg～100kg）
　　　　200g（100kgを超え136kg）

(4)測定範囲の下限値：3kg

(5)輸入事業者名：(株)アイテック

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台）

３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）	許容差（kg）
	A－44	
35	適合	±0.2
65	＋0.32	±0.2
105	適合	±0.6
135	適合	±0.6

（参考）製品の外観

No.A⑳

(1)商品名及び型式：ガラスヘルスメーター　サフーグラ　　DH-703C

(2)ひょう量：135kg

(3)目量：200g（0kg～100 kg）

　　　　500g（100 kgを超え135 kg）

(4)輸入事業者名：大和製衡（株）

(5)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

　取扱説明書に「仕様」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.A㉑

(1)商品名及び型式：Precomo　　　PRBF-40

(2)ひょう量：130kg

(3)目量：100g（5kg～130 kg）

(4)測定の下限値：5kg

(5)輸入事業者名：トーアコーポレーション

(6)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

表示において次の不適合があった。

・製品に「電池の種類及び個数」の表示が無かった。

・製品及び個装箱に目量100g（5～100 kg）、200g（100～130 kg）と表示されていたが、実際の目量は、100g（5～130 kg）であった。

（参考）製品の外観

No.Ａ㉒

(1)商品名及び型式：デジタルヘルスメーター　　　EB9325

(2)ひょう量：150kg

(3)目量：100g

(4)測定範囲の下限値：2kg

(5)輸入事業者名：松木技研(株)

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合２台、表示不適合）

①３台中２台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）		許容差（kg）
	Ａ－64	Ａ－65	
40	適合	＋0.30	±0.2
75	適合	＋0.40	±0.2
115	＋0.32	＋0.60	±0.3
150	＋0.40	＋0.80	±0.3

②表示において次の不適合があった。

・製品に「製造番号」の表示が無かった。

・個装箱に測定範囲の下限値である 2kg の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.A㉔

(1)商品名及び型式：Bluetooth体重計　400-HLS001

(2)ひょう量：150kg

(3)目量：100g

(4)輸入事業者名：(株)アーストレック

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台、表示不適合）

①３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (kg)	器差（kg） A－70	許容差（kg）
40	適合	±0.2
75	適合	±0.2
115	適合	±0.3
150	－3.80	±0.3

②表示において次の不適合があった。

・製品及び個装箱に「製造事業者名、販売事業者名又は輸入事業者名」の表示が無かった。

・個装箱に「ひょう量」及び「目量」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ａ㉖

(1)商品名及び型式：バンブーヘルスメーター　　BM01-HM

(2)ひょう量：150kg

(3)目量：200g（6kg～100 kg）

500g（100kgを超え150 kg）

(4)測定範囲の下限値：6kg

(5)輸入事業者名：(株)ラドンナ

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台）

３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）	許容差（kg）
	Ａ－76	
40	適合	±0.4
75	－0.60	±0.4
115	適合	±1.5
150	適合	±1.5

（参考）製品の外観

No.A㉗

(1)商品名及び型式：Body Scale体組成計　　FEF-F08

(2)ひょう量：180kg

(3)目量：50g

(4)輸入事業者名：ＳＩＳ(株)

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合３台、表示不適合）

①３台中３台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）			許容差（kg）
	A－79	A－80	A－81	
45	－0.150	－0.150	適合	±0.1
90	－0.200	－0.250	適合	±0.1
135	－0.350	－0.720	－0.300	±0.15
180	－0.640	－1.130	－0.550	±0.15

②製品に「製造事業者名又は輸入事業者名」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ａ㉘

(1)商品名及び型式：ＮＥＷボディバランスチェッカー　　GD-BF770
(2)ひょう量：180kg
(3)目量：100g
(4)輸入事業者名：Ｅ・ＴＥＣＨ
(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合２台、表示不適合）

①３台中２台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）		許容差（kg）
	Ａ－83	Ａ－84	
45	適合	＋0.40	±0.2
90	＋0.30	＋0.50	±0.2
135	適合	＋0.60	±0.3
180	＋0.40	＋0.60	±0.3

②製品の表示において“輸入元：ＧＤ商事株式会社”とあったが、ＧＤ商事(株)は販売事業者であった。個装箱及び取扱説明書には、販売元：ＧＤ商事と正しく記載がある。

なお、実際、当該計量器を輸入していたＥ・TECH は、現在廃業している。

（参考）製品の外観

No.A㉙

(1)商品名及び型式：体重体組成計　　HCF-3C

(2)ひょう量：150kg

(3)目量：200g（0kg～100 kg）
500g（100kgを超え150 kg）

(4)輸入事業者名：(株)コンポジット

(5)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

表示において次の不適合があった。

・個装箱に「製造事業者名、輸入事業者名又は販売事業者名」の表示が無かった。
・取扱説明書に「製造事業者名、輸入事業者名又は販売事業者名及び住所」の表示が無かった。
・取扱説明書に「消費者相談窓口」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.A㉚

(1)商品名及び型式：デジタルヘルスメーター　　HR1006
(2)ひょう量：180kg
(3)目量：100g
(4)輸入事業者名：(株)ヒロ・コーポレーション
(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合３台、表示不適合）
①３台中３台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（kg）	器差（kg）			許容差（kg）
	A－88	A－89	A－90	
45	適合	適合	適合	±0.2
90	＋0.40	適合	＋0.40	±0.2
135	＋0.50	＋0.70	＋0.70	±0.3
180	＋0.42	適合	＋0.70	±0.3

②表示に次の不適合があった。
・製品に「製造事業者名又は輸入事業者名」の表示が無かった。
・製品に「製造番号」の表示が無かった。
・製品に「電池の種類及び個数」の表示が無かった。
・取扱説明書に「主要部の名称及び機能」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

２．調理用はかり

No. B⑥
(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール　KSD01
(2)ひょう量：3kg
(3)目量：1g
(4)輸入事業者名：(株)ヤザワコーポレーション
(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台）
３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（g）	器差（g）		許容差（g）
	B－17		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	適合	適合	±2
1500	適合	適合	±3
2250	＋3.2	適合	±3
3000	＋3.8		±3

(参考)製品の外観

No.Ｂ⑦
⑴商品名及び型式：Estale　　MCZ-5216
⑵ひょう量：3kg
⑶目量：1g
⑷測定範囲の下限値：3g
⑸輸入事業者名：㈱マクロス
⑹生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）
　表示に次の不適合があった。
・製品に「製造事業者名又は輸入事業者名」の表示が無かった（２台）。
・製品に「ひょう量」、「目量」の表示が無かった（２台）
・製品に測定範囲の下限値3gの表示が無かった（２台）。
・製品に「電池の種類及び個数」の表示が無かった。（３台）
・個装箱に「目量」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ⑩

(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール　YKS-02T

(2)ひょう量：2kg

(3)目量：1g

(4)輸入事業者名：(株)永泰産業

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台）

３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（g）	器差（g）		許容差（g）
	B－28		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
500	＋16.2	＋17.0	±2
1000	＋32.8	＋33.4	±3
1500	＋50.0	＋49.2	±3
1900	＋62.0	―	±3

(参考)製品の外観

No.Ｂ⑬

(1)商品名及び型式：Sub 2kg　　TKS711
(2)ひょう量：2kg
(3)目量：1g
(4)測定範囲の下限値：5g
(5)輸入事業者名：(株)ドリテック
(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合２台、表示不適合）

①３台中２台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差（g）				許容差（g）
	B－37		B－38		
	行き	帰り	行き	帰り	
0	適合	適合	適合	適合	±2
500	適合	適合	適合	適合	±2
1000	適合	適合	適合	適合	±3
1500	適合	適合	適合	適合	±3
2000	－3.4		－3.4		±3

②製品の表示に測定の下限値である 5g 表示が無かった。

(参考)製品の外観

No.Ｂ⑭

⑴商品名及び型式：Digital Kitchen　Scale　　MKS-801

⑵ひょう量：2kg

⑶目量：1g

⑷測定範囲の下限値：2g

⑸輸入事業者名：㈱マキノトレーディング

⑹生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

製品の表示に測定の下限値2gの表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ⑮

⑴商品名及び型式：コンパクトデジタルキッチン用スケール　　DL-9011

⑵ひょう量：2kg

⑶目量：1g

⑷輸入事業者名：㈱ドリテック

⑸生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

取扱説明書に「製品の名称及び型式」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ⑯

(1)商品名及び型式：キッチンスケール　　1111780

(2)ひょう量：3kg

(3)目量：1g(0kg～1kg)

　　　　2g(1kgを超え3kg)

(4)輸入事業者名：(株)ワイ・ヨット、(株)フジイ

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台）

３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（g）	器差（g）		許容差（g）
	B－46		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	適合	適合	±2
1500	適合	適合	±6
2250	適合	適合	±6
3000	－7.6		±6

（参考）製品の外観

No.Ｂ⑰

(1)商品名及び型式：ＴＲＩ　ＳＣＡＬＥ（トライスケール）

(2)ひょう量：3kg

(3)目量：1g

(4)測定範囲の下限値：5g

(5)輸入事業者名：(株)マキノトレーディング

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合３台、表示不適合）

①３台中３台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所(g)	器差（g）						許容差(g)
	B－49		B－50		B－51		
	行き	帰り	行き	帰り	行き	帰り	
0	適合	適合	適合	適合	適合	適合	±2
750	適合	＋2.6	適合	＋3.0	適合	適合	±2
1500	＋4.6	＋5.4	＋5.2	＋7.2	適合	＋4.4	±3
2250	＋8.0	＋8.8	＋7.4	＋8.8	＋7.6	＋8.0	±3
3000	＋11.8		＋9.0		＋11.0		±3

②表示に次の不適合があった。

・製品、個装箱及び取扱説明書に「型式」の表示が無かった。

・製品に測定範囲の下限値 5g の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ⑱

(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケールＳＡＦＥＴＹ
(2)ひょう量：3kg
(3)目量：1g
(5)輸入事業者名：下村工業(株)
(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合２台、表示不適合）

①３台中２台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所(g)	器差（g）				許容差(g)
	B－52		B－54		
	行き	帰り	行き	帰り	
0	適合	適合	適合	適合	±2
750	適合	適合	+2.8	＋3.0	±2
1500	適合	適合	＋6.0	＋6.0	±3
2250	適合	＋3.2	＋9.2	＋9.0	±3
3000	＋3.4		＋12.0		±3

②表示に次の不適合があった。

・製品に「製造事業者名又は輸入事業者名」の表示が無かった。
・製品、個装箱及び取扱説明書に「型式」の表示が無かった。
・製品に「電池の種類及び個数」の表示が無かった。
・取扱説明書に「製品の名称」の表示が無かった。
・丸正マークの直径が 7.4mm であった（規定は 8mm 以上）。

（参考）製品の外観

No.Ｂ⑲

⑴商品名及び型式：デジタルキッチンスケール　　EK3820

⑵ひょう量：2kg

⑶目量：1g

⑸輸入事業者名：㈱ニトリ

⑹生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

製品に「製造事業者名又は輸入事業者名」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ⑳

(1)商品名及び型式：デジタルスケール　KDH05-2123

(2)ひょう量：2kg

(3)目量：1g

(5)輸入事業者名：コーナン商事(株)

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台、表示不適合）

①３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所 (g)	器差（g）		許容差（g）
	B－60		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
500	適合	適合	±2
1000	適合	適合	±3
1500	適合	適合	±3
2000	＋3.4		±3

②表示に次の不適合があった。

・製品に「製造事業者名又は輸入事業者名」の表示が無かった。
・製品に「製造番号」の表示が無かった。
・取扱説明書に「仕様」の表示が無かった。
・取扱説明書に「消費者相談窓口」の表示が無かった。
・丸正マークの直径が 7.4mm であった（規定は 8mm 以上）。

（参考）製品の外観

No.Ｂ㉑
(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール
(2)ひょう量：3kg
(3)目量：1g
(4)測定範囲の下限値：2g
(5)輸入事業者名：(株)カクセー
(6)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）
表示に次の不適合があった。
・製品に「製造事業者名又は輸入事業者名」の表示が無かった。
・製品、個装箱及び取扱説明書に「型式」の表示が無かった。
・製品に「製造番号」の表示が無かった。
・製品及び個装箱に「目量」の表示が無かった。
・製品及び個装箱に測定範囲の下限値2gの表示が無かった。
・取扱説明書に「修理などに関する事項」及び「消費者相談窓口」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ㉒

(1)商品名及び型式：ビタントニオメジャーカップ　VMC-10

(2)ひょう量：3kg

(3)目量：1g

(4)輸入事業者名：三栄コーポレーション(株)

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台、非法定計量単位表示）

①３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（g）	器差（g）		許容差（g）
	B－65		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	適合	適合	±2
1500	適合	適合	±3
2250	適合	適合	±3
3000	＋4.0		±3

②非法定計量単位であるＯＺ（オンス）の表示があった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ㉓

(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール　DKS-13

(2)ひょう量：2kg

(3)目量：1g

(4)測定範囲の下限値：4g

(5)輸入事業者名：協和工業(株)

(6)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台）

３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（g）	器差（g）		許容差（g）
	B－67		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	適合	適合	±2
1500	適合	適合	±3
2250	適合	適合	±3
3000	－3.2		±3

（参考）製品の外観

No.Ｂ㉔

(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール ラピン　DK-422
(2)ひょう量：2kg
(3)目量：2g(0～1kg)
　　　　5g(1kgを超え2kg)
(4)輸入事業者名：大和製衡(株)
(5)生産国：中国

, ○不適合の概要（表示不適合）
　取扱説明書に「仕様」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ㉕

(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール　MC-422
(2)ひょう量：2kg
(3)目量：1g
(4)輸入事業者名：(株)タマハシ
(5)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）
表示に次の不適合があった。
・製品に「製造事業者名又は輸入事業者名」の表示が無かった。
・製品に「型式」の表示が無かった。
・製品に「製造番号」の表示が無かった。
・製品に「電池の種類及び個数」の表示が無かった。
・取扱説明書に「主要部の名称及び機能」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ㉖

(1)商品名及び型式：デジタルガラススケール／料理用はかり　RJ091KS01

(2)ひょう量：3kg

(3)目量：1g

(4)輸入事業者名：レアック・ジャパン(株)

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台、表示不適合）

①３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（g）	器差（g）		許容差（g）
	B－76		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	－4.2	－3.2	±2
1500	－7.0	－5.0	±3
2250	－8.4	－7.6	±3
3000	－11.8		±3

②表示に次の不適合があった。

・製品に「製造番号」の表示が無かった。

・取扱説明書に「修理に関する事項」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ㉗
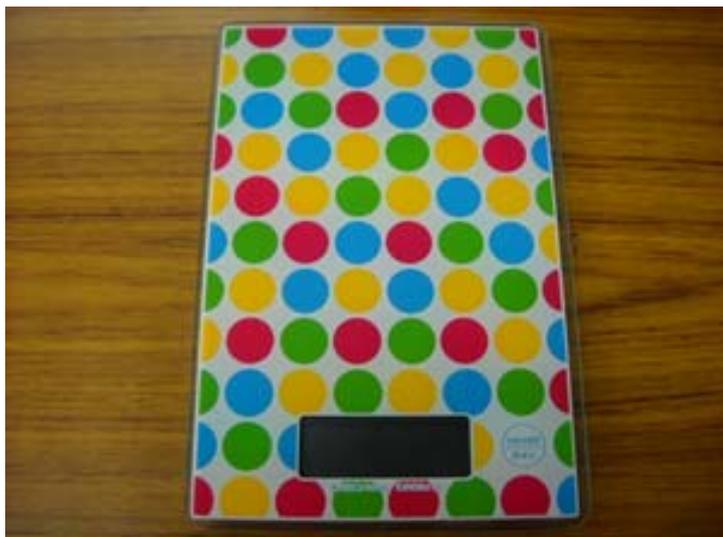
(1)商品名及び型式：Ｖ６０ドリップスケール　VST-2000

(2)ひょう量：2kg

(3)目量：0.1g(2g～200g)

0.5g(200gを超え500g)

1g(500gを超え2kg)

(4)測定範囲の下限値：2g

(5)輸入事業者名：(株)ドリテック

(6)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

個装箱に「製造事業者名、販売事業者名又は輸入事業者名」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ㉘

(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール　HK10508

(2)ひょう量：2kg

(3)目量：1g

(4)輸入事業者名：(株)ドリテック

(5)生産国：中国

○不適合の概要（表示不適合）

取扱説明書に「型式」の表示が無かった。

（参考）製品の外観

No.Ｂ㉙

(1)商品名及び型式：デジタルキッチンスケール　1030

(2)ひょう量：3kg

(3)目量：1g

(4)輸入事業者名：(株)大石アンドアソシエイツ

(5)生産国：中国

○不適合の概要（器差不適合１台）

３台中１台において次のとおり、器差が不適合であった。

試験箇所（g）	器差（g）		許容差（g）
	B－85		
	行き	帰り	
0	適合	適合	±2
750	適合	適合	±2
1500	適合	適合	±3
2250	適合	適合	±3
3000	＋4.0		±3

（参考）製品の外観